

## 海洋ごみ発生抑制啓発業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

- (1) 業務の名称 海洋ごみ発生抑制啓発業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 五島市奈留町
- (5) 予算額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 スケジュール

公募開始（公告）	令和8年6月17日（水）
質問の受付期限	令和8年6月26日（金）
質問への回答	令和8年6月30日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年7月3日（金）
企画提案書等の提出要請	令和8年7月7日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年7月17日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年7月27日（月） 予定
評価結果の通知	令和8年7月31日（金）
最優秀提案者との協議	令和8年8月上旬
契約締結	令和8年8月上旬予定

### 3 参加資格

このプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当するもの
  - ア 五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）
  - イ 次に掲げる書類を、参加表明書と併せて提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者
  - （ア） 申込日前 3 か月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合）
  - （イ） 申込日前 3 か月以内に発行された身元（分）証明書（個人の場合）
  - （ウ） 申込日前 3 か月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等のいずれか
- a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の完納証明（五島市内に本店、支

店又は営業所を有する者の場合)

b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人の場合）

c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人の場合）

d 税務署において発行する所得税、消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合）

(エ) 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式2）

- (2) 有資格者にあつては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあつては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者
- (5) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

#### 4 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

##### (1) 参加表明書の提出期限

令和8年7月3日（金）17時必着（郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

##### (2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出しなければならない。電子メール及びFAXによる提

出は受け付けない。

## 5 企画提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。

なお、参加資格を有することを確認することができなかつた者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和8年7月7日（火）

## 6 実施要領等の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領等は、五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があった場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付する。

### (1) 実施要領等の交付期間

公告日から令和8年6月24日（水）まで（五島市の休日を定める条例（平成16年五島市条例第2号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで

### (2) 実施要領等の交付場所

五島市福江町1番1号 五島市役所1階

五島市市民生活部生活環境課（電話：0959-72-6116）

## 7 実施要領等の内容に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付期限

令和8年6月26日（金）17時【必着】

### (2) 提出書類

質問書（様式3）

### (3) 提出先

五島市 市民生活部 生活環境課

### (4) 提出方法

持参するか郵送、FAX、電子メールとする。

### (5) 質問への回答

回答は、原則、五島市ホームページに掲載する。

ただし、質問者の具体的な提案内容に密接に関係するものについては、FAX 又は電子メールにより質問者のみに回答する。

なお、質問の内容によっては回答を控える場合がある。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年7月17日（金）17時【必着】

### (2) 提出書類

各6部（①～⑤の順に綴ること。）

① 企画提案書（様式4）

② 提案者に関する調書（様式5）

③ 業務実施体制調書（様式6）

④ 企画提案内容を記載した書類（A4版任意様式）

※この実施要領、別添仕様書及び別紙「海洋ごみ発生抑制啓発業務審査要領」を踏まえ、作成すること。

⑤ 見積書（任意様式）

※業務内容とその経費内訳等がわかるように記載すること。

### (3) 提出先

五島市 市民生活部 生活環境課

### (4) 提出方法

郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等の追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）又は持参

### (5) 企画提案書等の提出にあたっての留意事項

ア 企画提案書の提出は、1者1提案までとする。

イ 企画提案書等を受理した後の追加及び修正は認めない（五島市が補正等を求める場合を除く。）。

## 9 プレゼンテーションの実施

### (1) プレゼンテーションの有無： 有

### (2) プレゼンテーションの予定日： 令和8年7月27日（月）

※日時、留意事項等の詳細については、別途プレゼンテーション予定表にて通知する。

## 10 受託候補者の選定

(1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを（別紙）海

洋ごみ発生抑制啓発業務審査要領に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

点数は合計100点満点とし、配点は（別紙）海洋ごみ発生抑制啓発業務審査要領のとおりとする。

## （2）選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、令和8年7月31日（金）までに通知する。

（3）市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、あらためて本見積書を徴取する。

## 11 提出書類の取扱い

（1） 提出された書類は、返却しない。

（2） 提出された書類は必要に応じて五島市の組織内において複写・配布することがある。

（3） 提出された書類は、五島市情報公開条例（平成16年五島市条例第16号）に基づき開示する場合がある。

（4） 提出された企画提案は、その提出者に無断で二次的な使用は行わない。

## 12 担当部署

〔名称〕 五島市 市民生活部 生活環境課 環境班

〔住所〕 〒853-8501 長崎県五島市福江町1-1

〔電話〕 0959-72-6116（直通） 0959-72-6111（代表）

〔電子メール〕 [seikatsu@city.goto.lg.jp](mailto:seikatsu@city.goto.lg.jp)

## 13 その他

（1） プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

（2） 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。

- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 次のア又はイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
  - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は、受託業務を実施する場合には、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

令和 8 年 月 日

(あて先) 五島市長

住所

商号又は名称

代表者名

印

### 公募型プロポーザル参加表明書

次の案件について、関係書類を添えて、公募型プロポーザルの参加を表明いたします。

なお、参加の表明に当たり、当該公募型プロポーザルに係る参加要件に定められている全ての要件を満たすこと並びに本書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 件名 海洋ごみ発生抑制啓発業務

2 添付書類

(ア) 申込日前 3 月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

（法人の場合に限る。）

(イ) 申込日前 3 月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る。)

(ウ) 申込日前 3 月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）

c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。)

d 税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

(エ) 暴力団等排除に関する誓約書

(オ) その他参加資格を確認するにあたって必要となる書類

3 担当者の連絡先（通知等の送付や事務連絡に使用する連絡先）

所属 :

担当者名 :

電話番号 :

E-Mail :

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

### 役員等名簿

役 職	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日	住 所
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	
			大正 昭和 年 月 日 平成	

(あて先) 五島市長

住 所  
 名 称  
 代表者氏名

## 質 問 書

業務名：海洋ごみ発生抑制啓発業務

質問項目	質問内容

※質問項目欄には、質問が実施要領、仕様書等のどこに関するものかを記載すること。

※質問書は、電子メール又はFAXで提出すること。

●質問書宛先 E-mail:seikatsu@city.goto.lg.jp

FAX:0959-74-1994

(連絡担当者)

所 属	
担当者名	
電話番号	
E-Mail	

様式 4

令和 8 年 月 日

(あて先) 五島市長

住所  
商号又は名称  
代表者名

印

### 企 画 提 案 書

次の案件について、企画提案書を提出いたします。

件名 海洋ごみ発生抑制啓発業務

#### 提出書類

- (1) 企画提案書 (本様式)
- (2) 企画提案者に関する調書 (様式 5)
- (3) 業務実施体制調書 (様式 6)
- (4) 企画提案内容を記載した書類 (A4 判任意様式)  
※実施要領、仕様書及び審査要領を踏まえ、作成すること。
- (5) 見積書 (任意様式)  
※業務内容とその経費内訳等がわかるように記載すること。

様式5

提案者に関する調書

提案者名				
代表者名				
所在地	〒			
連絡先	担当部署			
	担当者職・氏名			
	電話番号			
	E - m a i l			
事業概要 (※1)				
類似業務実績 (※2)				
完了年	契約名	発注者	契約額 (千円)	業務概要

※1 事業者の概要がわかる資料があれば添付してください。

※2 過去に国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績があれば記入してください。

様式6

業務実施体制調書

1 総括責任者（予定）

氏 名	
所属・役職	
業務経歴等	

※業務経歴等は、類似業務等を中心に記入してください。

2 業務担当者（予定）

氏 名	
所属・役職	
担 当 業 務	
業務経歴等	
氏 名	
所属・役職	
担 当 業 務	
業務経歴等	
氏 名	
所属・役職	
担 当 業 務	
業務経歴等	

※業務担当者が3名以上の場合は、本様式を修正のうえ、全員分を記入してください。